

# 石川県公報

平成 25 年 6 月 28 日（金曜日）

号 外

（第 53 号）

## 目 次

- 選挙管理委員会**  
○参議院選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間並びに在外選挙人名簿における縦覧に供する期間の決定

1

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第49号

平成25年7月21日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、同法第30条の7第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、在外選挙人名簿における縦覧に供する期間をそれぞれ次のとおり定めたので、同令第14条第2項及び第23条の11第5項の規定により告示する。

平成25年6月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿の登録基準日等
  - 被登録資格決定基準日  
平成25年7月3日。ただし、年齢については平成25年7月21日
  - 登録日  
平成25年7月3日
  - 縦覧期間  
平成25年7月4日
- 在外選挙人名簿の縦覧期間  
平成25年7月4日

